

審査 処理欄	認 否	コード	保	認定日	人数	所 得		賃貸契約書			市外転入日	受取日
								有・無				

令和5年度(2023年度)就学援助申請書兼世帯状況票

校園コード

お子さまがお通いの学校ごとに1枚必要です。

申請理由①・⑫の方は、裏面も必ずお読みください。

※申請内容に変更がある場合は、すぐ学校に連絡してください。

市民税額・所得金額等の証明書類

申請理由①または②で申請された方について、《市民税額・所得金額等の確認方法》で、「税情報を利用せず、証明書類を添付する。」に□をつけた場合は、次のいずれかの証明書類が必要です。

証明書類(税情報を利用しない場合)	申請理由①	申請理由②
令和4年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(写) (納税義務者用)	勤務先を通じて交付 (令和4年5月下旬)	○ 不可
令和5年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(写) (納税義務者用)	勤務先を通じて交付 (令和5年5月下旬)	○ ○
令和4年度 市民税・府民税証明書 下記「市民税・府民税証明書」について 参照	市税事務所・区役所 (出張所等含む)で発行 (令和4年6月以降)	○ 不可
令和5年度 市民税・府民税証明書 下記「市民税・府民税証明書」について 参照	市税事務所・区役所 (出張所等含む)で発行 (令和5年6月以降)	○ ○
令和4年度 市民税・府民税納税通知書兼税額変更(決定)通知書 及び課税明細書(写)	市税事務所から交付 (令和4年6月以降)	○ 不可
令和5年度 市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書 及び課税明細書(写)	市税事務所から交付 (令和5年6月以降)	○ 送付なし

【証明書類に関する注意】

1 収入・所得の有無に関わらず、生計を一にする世帯全員(平成17年4月1日以前に生まれた方)の証明書類が必要になります。ただし、申請理由①(市民税が非課税)の場合、被扶養者の方の証明書類は不要です。

※提出する書類は年度を統一してください。

2 市内居住者(令和5年1月1日現在)については、税情報を利用することにより証明書類が不要になります。
(一般1、隨時(令和5年中申請分)申請のみ利用可)

※ 利用する場合は、表面《市民税額・所得金額等の確認方法》の「税情報を利用する。」を選んでください。

3 「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」は、主たる給与以外の所得に対する住民税を普通徴収で課税されている場合は、証明書類として使用できません。

「市民税・府民税証明書」について

1 「市民税・府民税証明書」は、市税事務所または区役所(出張所等含む)で発行しています。

※ 当該年1月1日現在の住所が大阪市外の場合は、お住まいだった市区町村で課税(所得)証明書の発行を受けしてください。

※ 交付申請するときは、申請書の「使用目的」欄の「□就学援助」に□をつけてください。

※ 「市民税・府民税証明書」は、扶養控除欄の記載が省略されているものは使用できません。

2 小学校と中学校など2枚以上申請書を提出する場合、「市民税・府民税証明書」の原本を添付するのは一方だけで、他方はコピーを添付してください。

3 所得がなかった方や市民税・府民税が非課税になる方も、就学援助の申請のためには、原則として、市民税・府民税の申告が必要です。「市民税・府民税証明書」は、申告を行ってから交付を受けてください。

「令和5年度市民税・府民税証明書」は令和5年6月以降に発行可能です。

※ 申請理由②による審査では、「市民税・府民税証明書」により「所得金額」を確認しますが、次の方を除き、市民税・府民税の申告をされていない場合は「所得金額」が記載されないため、確認できません。

(市民税・府民税の申告が必要のない方)

- ・所得税の確定申告が済んでいる方
- ・給与所得のみで、会社等で年末調整し、給与支払者(勤務先)から給与支払報告書が提出されている方
- ・公的年金等の所得のみで、その他に所得がない方 ※遺族年金・障害年金は除く

4 市民税・府民税の申告は、申告期間中(令和5年2月1日6日から3月15日まで)に郵送、行政オンラインシステム又は窓口で申告を行ってください。

窓口での申告は市税事務所(船場法人税事務所を除く)のほか申告期間中に限り、区役所臨時申告受付会場でも受け付けます。詳しくは、令和5年2月初旬発行の区広報紙や大阪市ホームページをご確認ください。

※ 市民税・府民税の申告では、所得が0円の場合も、ひとり親・寡婦の方は、ひとり親控除・寡婦控除の申告を行ってください。また、所得がない(又は扶養限度額内の)お子さま等がおられる場合も、ご自身が扶養されている場合は申告を行ってください。

《学校からの特記事項》